

秋田市告示第229号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次表右欄に掲げるものについては、当該左欄に掲げる課所室に所属する出納員および現金取扱員に委任し、又は再委任させたので、同項の規定により告示する。

令和4年9月9日

秋田市長 穂 積 志

課所室名	委任事務
学事課	学校給食費、入札保証金、就学援助費等返納金および学校保健安全事業に係る返納金の収納に関する事務